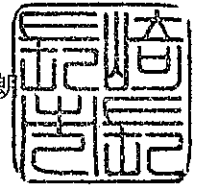


長崎市公告第 79 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成 21 年長崎市告示第 156 号)第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 25 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 魅力発信ショート動画の制作及び情報発信支援業務委託
- (2) 業務内容 魅力発信ショート動画の制作及び情報発信支援業務委託に係る説明書(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日(金)まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予算額 4,098,600 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「映画・ビデオ・DVD 製作」「広報・宣伝・広告」のいずれかの業種に登録があり、かつ、地域区分が市内、認定市内又は準市内として登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月末までに完了した業務で、本業務と同種業務(国又は地方公共団体の SNS への投稿を想定した 30 秒以内のショート動画をインフルエンサーを起用し制作した業務)を請け負い、履行した類似の実績が 1 件以上ある者であること。この業務において、インフルエンサーとは、Instagram をはじめとする SNS に自ら制作した動画を投稿する者をいう。

### 3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次の通り、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に下記(2)まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和6年8月8日(木)までの午前9時から午後5時30分まで(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

#### (2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)  
長崎市企画政策部広報広聴課(担当 林田、山下)  
電話 095-829-1114

### 4 参加表明の手続き

#### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)
- イ 担当者連絡先(様式ア)

#### (2) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)の場所に到達していること。)

#### (3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

### 5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

【通知予定日】令和6年7月10日(水)

### 6 説明書等に対する質問に関する事項

#### (1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式オ)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

#### (2) 受付期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月5日(金)午後5時30分まで【必着】

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)

長崎市企画政策部広報広聴課(電話 095-829-1114)

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和6年7月10日(水)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式カ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書6(1)の通り

(2) 提出期限

令和6年8月9日(金)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

8 ヒアリング

(1) ヒアリングの有無

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだうえでヒアリングを実施するものとする。ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合はこの限りでない。

ヒアリング対象者については、メール及び電話連絡にて、令和6年8月19日(月)までに通知する。なお、ヒアリング対象者にのみ、詳細をヒアリング予定表(様式キ)にて通知する。

1次審査の選定基準については、評価基準のA 履行実績・F 制作本数・H 影響力の大きさの3項目の合計点が高い者から順に決定する。なお、H 影響力の大きさについては、8月13日(火)午前10時時点のInstagramのプロフィール画面に表示されているフォロワー数で計算する。

(2) 実施予定日 令和6年8月27日(火)

(3) 出席者5人以内(リモート参加者含む)とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機、HDMIケーブルは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、気象状況等に応じてテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和6年8月29日(木)(予定)に通知する。

(1) 評価基準

	評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	A 履行実績	業務実績等證書 (様式イ)	平成31年4月から令和6年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務(国又は地方公共団体のSNSへの投稿を想定した30秒以内のショート動画をインフルエンサーを起用し制作した業務)を挙げ真実、履行した類似の実績が1件以上あり、業務に対する経験が豊富かどうかを評価する。なお、この業務において、インフルエンサーとは、InstagramをはじめとするSNSに自ら制作した動画を投稿する者をいう。 5点: 同種業務実績が6件以上ある。 3点: 同種業務実績が3件以上5件未満ある。 1点: 同種業務実績が1件以上3件未満ある。	5
	B 実施体制	実施体制 (様式ウ又は任意様式)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる。 3点: 担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか不安がある。 1点: 担当者の配置や構成が明確でなく、迅速・柔軟に対応できない恐れがある。	5
実施方針等評価	C 業務理解度	実施方針 (任意様式)	目的や本市が目指すショート動画を理解したうえで、課題を解決する提案となっているか。 10点: 優れている。 5点: 標準的である。 1点: 劣っている。	10
	D 業務手順		業務実施のスケジュールや業務実施手順を示すフロー、人員配置やその役割の妥当性が高いかを評価する。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 1点: 劣っている。	5
提案内容評価	E 企画力	提案内容 (任意様式)	メインターゲットである18~25歳の若い世代が本市に興味関心を持つことが見込まれる動画の企画内容かどうかを評価する。 10点: 18~25歳の若い世代が本市に興味関心を持ち、本市を好きになった上で、本市の新たなアカウントをフォローしたいと思える企画である。 5点: 18~25歳の若い世代が本市に興味関心を持ち、本市を好きになる企画である。 1点: 18~25歳の若い世代が本市に興味関心を持ちにくい企画である。	10
	F 制作本数		制作するショート動画の本数について評価する。 制作本数12本を1点とし、提案する制作本数が2本増える毎に1点加算する。 【計算式】1点+(提案の制作本数-12)÷2 (最大10点、小数第1位を切り捨て)	10
	G インフルエンサーの選定理由		起用するインフルエンサーの選定理由から、本市の魅力や端的に伝えるショート動画の制作に適しているかどうかを評価する。 5点: 本市が目指すショート動画の制作に適しており、ショート動画制作の技術力が高い。 3点: 本市が目指すショート動画の制作に適していると言える。 1点: 本市が目指すショート動画の制作に適しているとは言えない。	5
	H 影響力の大きさ		起用するインフルエンサーの影響について、話題性や拡散性があるかどうかを評価する。複数起用する場合は平均値とする。 起用するインフルエンサーのInstagramフォロワーが5万人増える毎に1点を加算する。 【計算式】提案のフォロワー数÷50,000 (最大15点、小数第1位を切り捨て)	15
	I 情報拡散		制作した動画を発信する本市の新たな公式アカウントのうち、特にInstagramにおいて効果的な発信が期待できる支援手法かどうかを評価する。 10点: 起用するインフルエンサーのアカウントで12回以上の共同投稿を行うほか、効果的な発信となるよう工夫がされている。 5点: 起用するインフルエンサーのアカウントで12回以上の共同投稿を行っている。 1点: 効果的な発信が期待できる支援ではない。	10
	J ブランディング力の高さ		情報発信支援を受けるSNSアカウントのブランディング方針や動画等に用いるデザイン等のコンセプトやイメージ等の考え方について、若い世代に好まれ、委託期間終了後もアカウントの統一感を保てるような汎用性が期待できるかどうかを評価する。 10点: 優れている。 5点: 標準的である。 1点: 劣っている。	10
	K 自由提案		提案内容評価以外で、本市が目指すショート動画の制作及び活用に向けた手法等について評価する。 5点: 優れている。 3点: 標準的である。 1点: 劣っている。	5
参考見積り	L コストの妥当性	参考見積書 (様式エ)	業務内容と大きく乖離がない等、業務コストの妥当性について評価する。 【計算式】配点(10点)×各提案者の提案額(税込)のうち最低額÷各提案者の提案額	10
合計				100

※合計点が最も高い者が複数いる場合は、最も高く評価した委員の数が多かった提案者を受託候補者とする。さらに、その委員の数が同数の場合は、参考見積の金額が最も低い者を受託候補者とする。さらに、前述の金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

※出資委員の総数の合計点が満点の2分の1未満の場合は当該企画を失格とする。

※業務実績と参考見積額が大きく乖離していると判断した際は、長岡市から当該事業者へ聞き取りを行い、業務コストの妥当性が認められない場合は失格とする。

(2) 審査会 委員は次のとおりとする。

氏名	役職名
日向 淳一郎	企画政策部 部長
宮本 昌明	広報広聴課 主幹
森 恒基	観光交流推進室 主事
瀨本 ほの佳	長崎創生推進室 職員
東 空	スポーツ振興課 職員
原 文菜	文化振興課 職員
中村 祐斗	都市経営室 職員
田中 利央	水産農林政策課 職員

## 10 契約書の作成の要否 要

## 11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成 13 年長崎市条例第 28 号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

## 12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号(8 階)

長崎市企画政策部広報広聴課(担当 林田、山下)

電話 095-829-1114

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

